

# 後期高齢者医療制度 って



な～に?

その6

今年4月から始まった75歳以上の人（65歳以上の一定の障がいがある人を含みます。）を対象とした「後期高齢者医療制度」についてお伝えします。

<照会先> 高齢福祉課 ☎ 23-8127  
☎ 23-7734



質問 どうして新しい制度になったのですか？



答え 高齢化が進む中、高齢者の医療費が増大しており、国民皆保険制度を堅持し将来にわたって持続可能にするために、4月1日より「後期高齢者医療制度」が始まりました。運営は都道府県ごとの「広域連合」が行います。



質問 実際の医療費と私たちの保険料の関係は？



答え 実際に医療にかかった費用のうち、皆さんが病院などの窓口で支払った自己負担金を除いた残りの分は、5割を公費（国：県：市＝4：1：1）、4割を後期高齢者支援金（若年者の保険料）、1割を皆さんの保険料で負担します。後期高齢者の医療費は、若年者からもまかなわれており、社会全体でこの制度を支えています。

【例】

窓口負担1割の方が1,000円を支払った場合、実際の医療費は10,000円であり負担の内訳は次のとおりです。

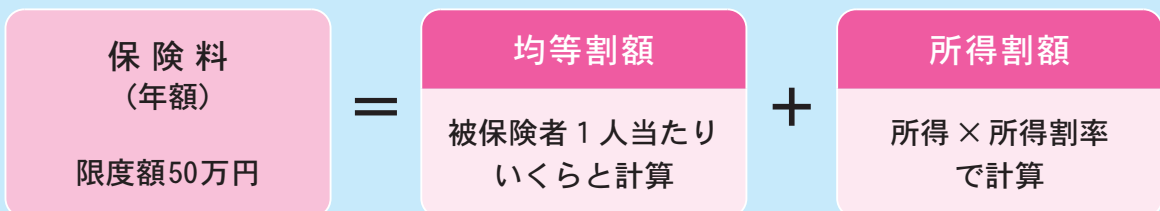
窓口での負担金	後期高齢者保険料	後期高齢者支援金 (若年者の保険料)	公 費		
			国	県	市町村
1,000円	900円	3,600円	3,000円	750円	750円
10,000円					



質問 保険料はどのようにして決まるのですか？



答え 保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は岐阜県内均一で下記のとおりです。



※所得＝総所得金額など－33万円(基礎控除額)

平成20・21年度の保険料率は均等割額 … 39,310円 所得割率 … 7.39%

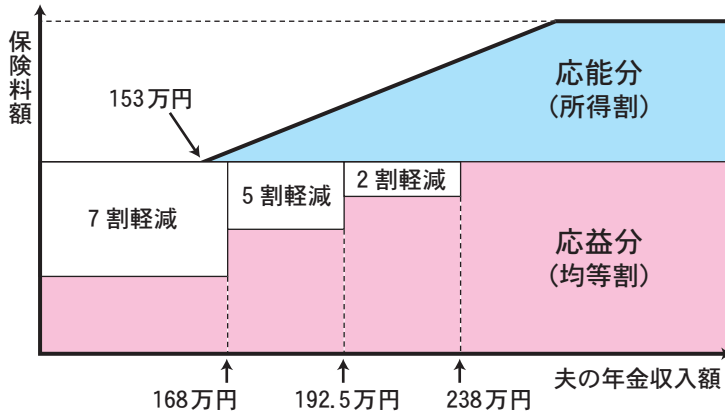
→ 保険料＝39,310円 ＋ (総所得金額など－33万円) × 7.39%



保険料のしくみはどのように  
なっているのですか？



それでは、夫婦とも年金収入のみで  
妻の年金が135万円以下の75歳以上の  
2人世帯を例にしてご説明します。



公的年金の収入額が330万円未満の場合、公的年金等控除額は  
1,200,000円です。  
基礎控除額は330,000円です。

所得の低い方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準に応じて、7割・5割・2割軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等の合計
7割軽減	【33万円（基礎控除額）】を超えない世帯
5割軽減	【33万円（基礎控除額） + 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えない世帯
2割軽減	【33万円（基礎控除額） + 35万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯

軽減判定時に公的年金等控除を受けた方は、さらに特別控除15万円を適用します。

【例】年金収入額が夫180万円、妻130万円の場合

夫

所得割  $(1,800,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} - 330,000 \text{円}) \times 7.39\% = 19,953 \text{円}$

均等割 夫  $1,800,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} - 150,000 \text{円} = 450,000 \text{円}$   
 妻  $1,300,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} - 150,000 \text{円} = 0 \text{円}$   
 合計 450,000円

夫婦の合計  $450,000 \text{円} < 330,000 \text{円} + 245,000 \text{円} \times 1 \text{人} \dots 5 \text{割軽減の条件を満たしている}$

保険料  $39,310 \text{円} \times (1 - 0.5) = 19,655 \text{円}$

所得割 19,953円 + 均等割 19,655円 = 計 39,608円 100円未満切捨て → **39,600円**

妻

所得割  $(1,300,000 \text{円} - 1,200,000 \text{円} - 330,000 \text{円}) \times 7.39\% = 0 \text{円}$

均等割  $39,310 \text{円} \times (1 - 0.5) = 19,655 \text{円}$

保険料 所得割 0円 + 均等割 19,655円 = 計 19,655円 100円未満切捨て → **19,600円**



私は4月の年金から保険料の  
天引きが始まりましたが、  
今後はどうなるのですか？



4月、6月、8月の年金から、平成18年の所得により仮に計算した  
保険料を納めます。平成19年の所得が7月に確定するため、保険  
料を再計算します。10月、12月、翌年2月の年金で精算をしますの  
で、前半と後半で保険料の額が異なる場合がありますからご了承  
ください。仮計算をせず平成19年の所得が確定してからの年金天  
引き開始では、10月以降の3回での納付となり、1回当たりの保険  
料が大きな負担となるため、仮に計算した保険料を納めます。



質問

後期高齢者医療制度では、年金から保険料が天引きされると聞いたけど私は天引きされなかったのはどうして？



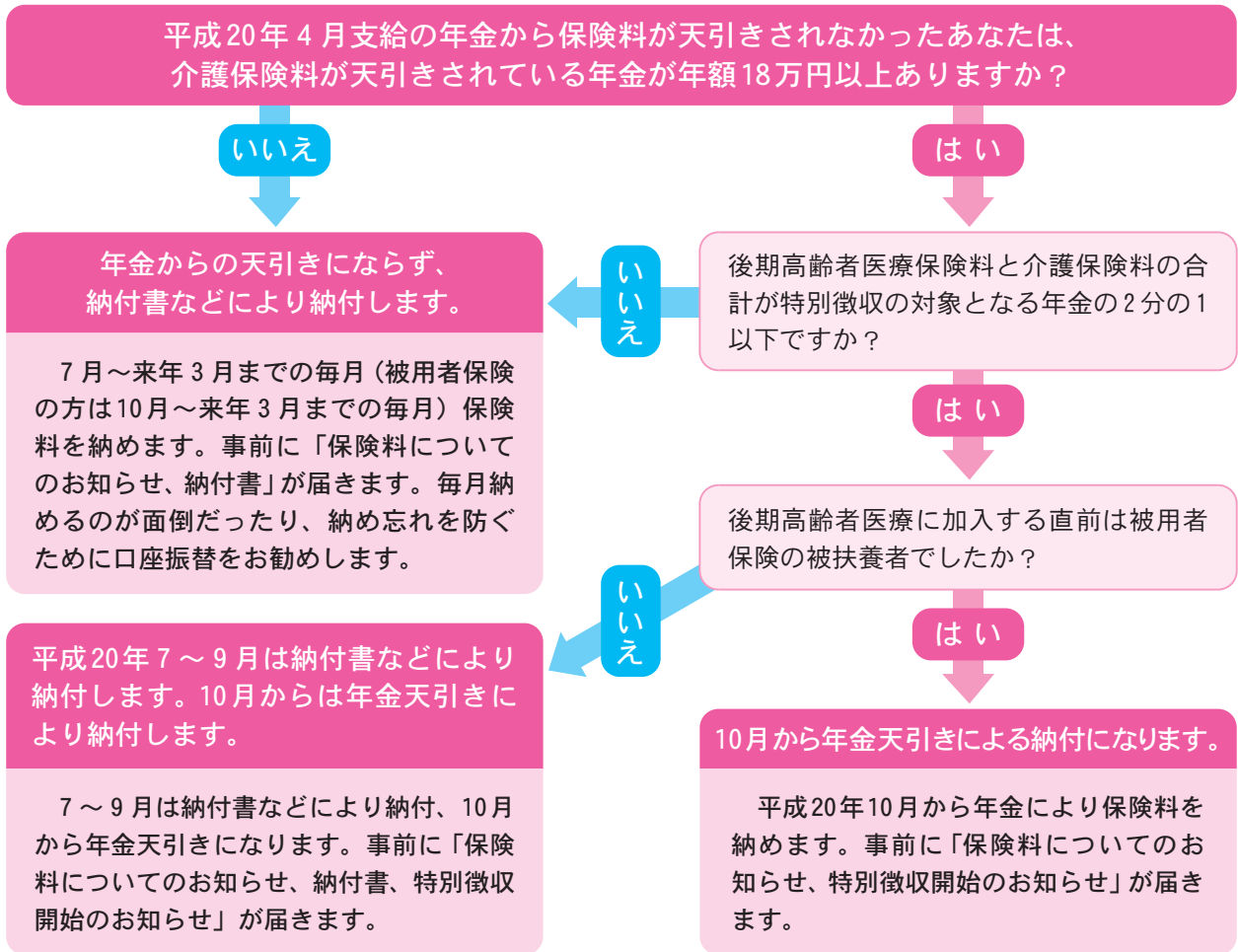
答え

年金天引きは下記のようなルールがあります。

【年金天引きのルール】

すでに介護保険料が天引きされている年金<sup>※1</sup>から、介護保険料+後期高齢者医療保険料を引こうとするとき、その年金の年額の2分の1を超えるときには年金からの天引き(特別徴収)が行えませんが現金または口座振替(普通徴収)で納めていただくことになります。また、複数の年金の総額が年額18万円以上であっても、介護保険料が天引きされている年金からの天引きになります。

※1 老齢基礎年金、国民年金老齢年金、厚生年金保険老齢年金などです。介護保険料納入通知書に「特別徴収対象年金」として記載されています。



※この制度加入の直前に保険変更した場合など、これによらない場合がありますのでご了承ください。



今年4月から、これまで受けてきた医療に加え、できるだけ自立した生活を送ることができるよう「生活を支える医療」が提供されることになりました。新しく加わった「後期高齢者診療料」とは、この診療料を算定できる医療機関において、患者さんが自ら選んだ「高齢者担当医」が、病気だけでなく、心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みであり、一人ひとりにふさわしい治療計画を立て、生活を重視した丁寧な医療が提供されるものです。これは本人の同意があった場合に適用されるもので従来の医療を選択することもできます。また、医療機関や「高齢者担当医」を変更することもできます。そして、複数の医療機関や他の専門機関でも受診することができますのでご安心ください。